

## 納税通知書等送付用窓付封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、納税通知書等送付用窓付封筒（市民税・県民税、軽自動車税（種別割）及び固定資産税・都市計画税）（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、弘前市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、封筒裏面の広告スペースとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	掲載枠数	色数	掲載料
封筒裏面広告スペース 縦60mm×横105mm	2	1	1枠あたり160,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

(募集の方法)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、封筒の発行部数、使用期間及び募集期間等の必要事項を広報紙、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、納税通知書等送付用窓付封筒広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載希望者の概要のわかる資料及び掲載しようとする広告の案（写真、図表等を含む。電子データ可）を添えて、市長に提出するものとする。

(広告の決定及び通知)

第6条 市長は、広告掲載希望者から前条の規定による申し込みがあったときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定する。

2 広告掲載希望者が掲載枠数を超えたときは、次の各号に定める順位により掲載する広告を決定する。

- (1) 市内に主たる事業所等を有するもので、前年に弘前市の納税通知書等送付用窓付封筒へ広告掲載を行ったことがないもの
- (2) 前号に掲げる以外の市内に主たる事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

3 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。

4 広告掲載希望者の選定結果は、納税通知書等送付用窓付封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）又は納税通知書等送付用窓付封筒広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通

知するものとする。

5 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出しなければならない。この場合において、版下原稿等の作成経費は、広告主負担とする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告主の責任）

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

2 広告の決定後に広告主の原因により、広告を掲載することが不相当と認められたときには、広告の掲載を取り止めるものとし、当該広告部分を削除して、新たに封筒を作成するために要した費用は、当該広告主の負担とする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（実施期日）

この要領は、平成25年8月27日から実施する。

附則

（改正期日）

この要領は、平成26年8月1日から実施する。

附則

（改正期日）

この要領は、令和2年8月12日から実施する。

附則

（改正期日）

この要領は、令和3年6月28日から実施する。